

令和6年度第2回長浜市国民健康保険運営協議会 会議次第

日時:令和7年2月6日(木)午後3時～

場所:長浜市役所 3-Bコミュニティールーム

1. 開 会

2. あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 事

(1) 令和7年度長浜市国民健康保険料率(案)について

(2) 令和7年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)について

(3) 令和7年度長浜市国民健康保険事業計画(案)について

(4) 令和7年度長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出予算(案)
について

5. そ の 他

6. 閉 会

長浜市国民健康保険運営協議会委員名簿

区 分	氏 名	団 体 名
被保険者を代表する 委員	大 杉 三 佐 子	長浜市商工会推薦
	川 崎 香	ながはまアグリネットワーク
	服 部 貴 美 代	公募
	西 島 か お る	公募
保険医または保険薬 剤師を代表する委員	華 房 順 子	湖北医師会推薦
	米 澤 理 雄	湖北医師会推薦
	川 瀬 仁 史	湖北歯科医師会推薦
	小 倉 味 穂	湖北薬剤師会推薦
公益を代表する委員	中 嶋 利 明	有識者
	藤 本 茂 良	有識者
	竹 腰 陽 子	長浜市健康推進員協議会推薦
	三 橋 正 樹	滋賀県社会保険労務士会推薦
被用者保険等保険者 を代表する委員	宇 田 泰 明	滋賀県被用者保険等保険者連絡協議会
	原 田 新 一	滋賀県被用者保険等保険者連絡協議会
	宮 川 周 一 郎	滋賀県被用者保険等保険者連絡協議会

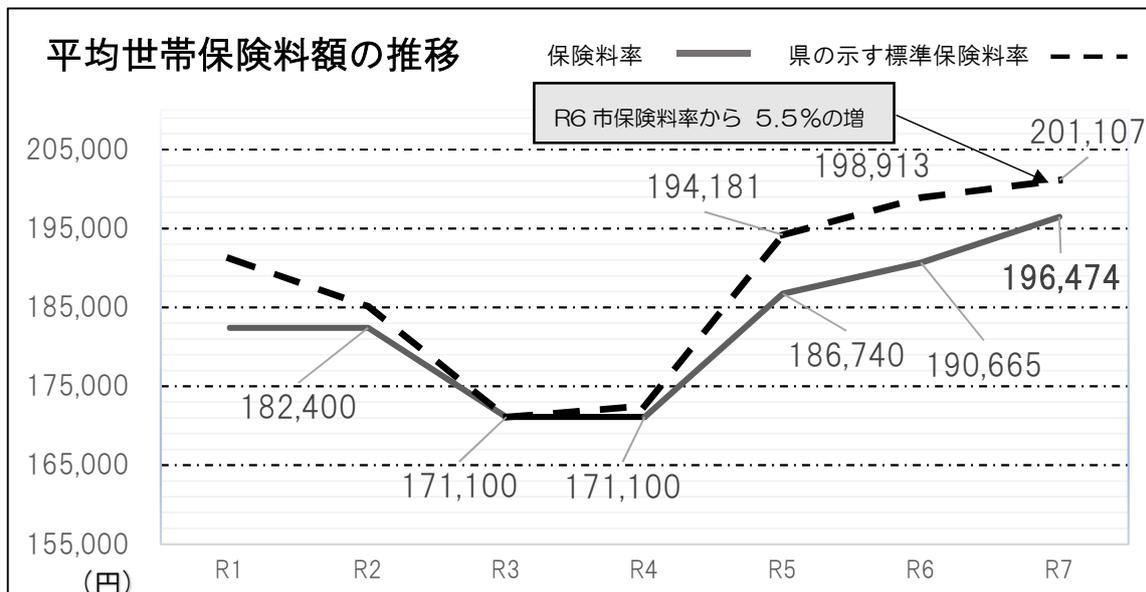
事務局	一 居 隆 司	市民生活部長
	上 村 徹	市民生活部次長
	川 嶋 敦 子	保険年金課長
	三 原 了 導	市民生活部管理監兼滞納整理課長
	平 塚 崇 之	健康企画課長
	山 口 博 之	地域医療課長
	前 田 洋 美	健康推進課長

令和7年度 長浜市国民健康保険料率（案）について

1 令和6年度に比べ平均世帯で3.0%（5,809円）引き上げます。

（1）平均世帯（65歳以上夫婦2人世帯、所得140万円）の年間保険料

令和7年度 196,474円



（2）令和7年度保険料率（案）

*（ ）は令和6年度の保険料率

	医療保険	後期高齢者支援	介護保険
所得割	6.70% (6.50%)	2.72% (2.95%)	2.39% (2.54%)
均等割 (1人あたり)	27,500円 (25,000円)	11,400円 (11,600円)	11,500円 (12,200円)
平等割 (1世帯あたり)	19,500円 (17,700円)	7,800円 (8,100円)	5,700円 (6,100円)

・所得割・・・(前年所得-43万円)×料率 ・医療保険分・・・被保険者全員が負担

・後期高齢者支援分・・・被保険者全員が負担 ・介護分・・・40～64歳の被保険者が負担

2 保険料算定内容

県が示す令和7年度標準保険料率で計算した平均世帯の保険料は、令和6年度長浜市保険料と比較すると、5.5%の引き上げを必要とします。被保険者の負担軽減のため、平均世帯で3.0%の引き上げとし、不足する財源2千5百万円は国民健康保険財政調整基金からの取り崩し等で対応します。

（保険料の上昇要因） 一人あたり医療費の増 4.7%の増

3 今後の見通し

医療費の上昇に加え、令和8年度には子ども子育て支援金が創設されることから、今後も保険料の増加が想定されます。令和9年度には県内保険料率は統一されますが、急激な負担増とならないよう3年間の移行期間を利用し、財政調整基金の範囲内で激変緩和を図り、令和12年度を目途に統一保険料に移行していきます。

令和7年度当初予算案 事業概要

(1) 趣旨・説明

国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的に、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行います。

県から示された標準保険料率は、令和6年度に比べ平均世帯で5.5%の引き上げとなりました。上昇幅が大きいため激変緩和対策として、平均世帯で3%の引き上げとし不足分は長浜市国民健康保険財政調整基金を繰り入れることで対応します。

なお、国民健康保険特別会計の規模については、令和6年度比で約2%の減となります。

(2) 予算額

(単位：千円)

歳入	令和7年度 当初予算案 A	令和6年度 当初予算案 B	増減 (A-B)	比較 (A/B)
国民健康保険料	2,047,111	1,982,045	65,066	1.03
県支出金	7,649,026	7,927,517	△ 278,491	0.96
一般会計繰入金	890,783	915,601	△ 24,818	0.97
基金繰入金	30,000	70,000	△ 40,000	0.43
繰越金	23,975	1	23,974	23975.00
手数料	785	894	△ 109	0.88
延滞金	11,295	12,834	△ 1,539	0.88
不当利得等返還金	3,480	2,480	1,000	1.40
諸収入等	3,545	3,628	△ 83	0.98
歳入合計	10,660,000	10,915,000	△ 255,000	0.98

歳出	令和7年度 当初予算案 A	令和6年度 当初予算案 B	増減 (A-B)	比較 (A/B)
総務費	141,294	145,259	△ 3,965	0.97
保険給付費	7,419,462	7,696,382	△ 276,920	0.96
共同事業拠出金	0	1	△ 1	0.00
保健事業費	138,993	127,711	11,282	1.09
保険事業費納付金	2,901,358	2,878,457	22,901	1.01
還付金	11,295	10,043	1,252	1.12
償還金	1	2	△ 1	0.50
他会計繰出金	41,297	46,023	△ 4,726	0.90
予備費	5,000	10,000	△ 5,000	0.50
基金積立金	1,300	1,122	178	1.16
歳出合計	10,660,000	10,915,000	△ 255,000	0.98

(3) 主な事業・内訳

- ・ 特定健診事業 118,935千円

被保険者の生活習慣病の早期発見と健康の保持及び増進のため、特定健診受診率を高めるよう受診者の健診無料化やデータ分析による受診勧奨を実施して受診率の向上に努めます。

- ・ 資格審査、保険給付事業等

- ・ 長浜市国民健康保険財政調整基金残高 280,800千円 (令和6年度末見込)

長浜市国民健康保険特別会計 各予算科目の主な内容

【歳入】

国民健康保険料	
医療分+支援分+介護分の合計。医療分は保険給付費等、支援分は後期高齢者支援金、介護分は介護納付金の支払いのために徴収するもの	
県支出金	
①保険給付費等交付金 (普通交付金)	都道府県化により、県が医療費の支払いに責任を持つことになったため、市が医療費を支払う財源として医療費相当額が交付されるもの
②保険給付費等交付金 (特別交付金)	保険者努力制度分 市町村の国民健康保険の運営状況を評価し、交付されるもの
	特別調整交付金分 市町村の特別の事情に対して、交付されるもの(国による評価)
	都道府県繰入金2号分 市町村の特別の事情に対して、交付されるもの(県による評価)
	特定健診分 40～74歳の被保険者が受診した特定健診、特定保健指導に係る費用に対して、2/3が交付されるもの
③保険給付対策費補助金	福祉医療助成に関する医療費波及分に係る保険者負担分に対し一定の割合で県が補助するもの
一般会計繰入金	
①保険基盤安定	保険料の軽減の対象となった被保険者の保険料軽減分等を公費で補てんするもの
②給与費・事務費	国保事業に従事する正規職員の給与や必要な事務費。
③出産育児一時金	出産育児一時金の支給に要する費用の2/3を繰入れ
④財政安定化	地方交付税措置された国保財政健全化のためのもの
⑤未就学児等軽減分	未就学児や産前産後期間の軽減分
⑥福祉医療助成波及分	福祉医療助成に関する医療費波及分に係る保険者負担分
基金繰入金	
財政調整基金積立にかかる繰入金	
繰越金	
前年度繰越金	
手数料	
保険料の督促手数料	
延滞金	
保険料の滞納に係る延滞金	
不当利得等返還金	
国保資格喪失後受診に関する保険給付費の返還金	
諸収入等	
基金利子など	

【歳出】

総務費	
国保事業に従事する職員の給与費や事務費、国保連合会負担金、国保運営協議会の費用など	
保険給付費	
①療養給付費	診察、薬剤、治療費、入院時食事代など医療サービスの現物給付分
②療養費	柔道整復師による施術やコルセットなどの補装具など現金給付分
③高額療養費	医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に負担するもの
④審査支払手数料	診療報酬明細書(レセプト)の点検等に必要経費
⑤葬祭費	被保険者の死亡に対して5万円を支給
⑥出産育児一時金	被保険者の出産等に対し50万円(産科医療保障制度の対象外の場合は48万8千円)を支給
共同事業拠出金	
共同事業拠出金	都道府県化によって共同事業拠出金制度は廃止されたが、事務費として、退職者医療共同事業分にかかる拠出金が制度上残るもの
保健事業費	
①人間ドック助成	人間ドック受診者に対し費用の半額(上限2万円、宿泊を伴う場合2万5千円)を助成するもの
②高額療養費貸付	医療機関等へ高額医療費の支払いが困難な場合に貸し付けるもの
③特定健診等事業	特定健診、特定保健指導に係る費用
保険事業費納付金	
①医療給付分	医療給付を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金
②後期支援金等分	後期支援金等を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金
③介護納付金分	介護納付金を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金
還付金	
保険料の還付金	
償還金	
国庫支出金の精算に係る返還金	
他会計繰出金	
一般会計・湖北病院等への繰出金	
予備費	
予備費	
基金積立金	
基金利子積立金	

令和 7 年度

長浜市国民健康保険事業計画書(案)

1. 計画の目的

長浜市国民健康保険事業の適正な実施と持続的かつ安定的な財政運営を確保し、被保険者の健康保持・増進を図っていくことを目的とします。

2. 基本方針

市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険に比べて中高年齢が多く加入していることから医療費が増加する一方、無職者や高齢者など国民健康保険料の負担能力が弱い被保険者の加入割合が高く、負担率が高いという構造的問題を抱えています。

このような状況の下、国民皆保険制度を堅持し、医療制度を将来に渡り持続可能なものとするため、平成30年度から県が財政責任主体となり、県と市町が共同保険者として国保運営に取り組んでいます。

また、滋賀県において、「第3期滋賀県国民健康保険運営方針」が策定され、その方針に基づき「負担と給付の公平性」観点から、市町で担っている資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業等の各種業務について、平準化を進めていきます。

長浜市国民健康保険では、国民健康保険財政の健全化・安定化を図るため、次のとおり重点施策を定めてその遂行に努めます。

3. 重点施策

令和7年度の国保事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組みます。

(1) 適用適正化の取組

被保険者の的確な把握や早期適用等の資格の適正化に取り組みます。

(2) 保険料の適正な賦課と収納率向上の取組

限りある財源で国保財政を運営するため、適正な賦課と収納率の向上に努めます。

(3) 医療費適正化の取組

国保事業を運営する上で基本的事項であり、事業運営の健全化を図るため、医療費の実態を把握・点検し医療費の適正な支出と抑制に努めます。

(4) 被保険者の健康づくりの取組

「第3期長浜市国民健康保険データヘルス計画」に基づいて、被保険者の健康づくり（発症予防）や疾病の早期発見による重症化予防など、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な保健事業に取り組みます。

4. 国民健康保険事業の現状

(1) 国民健康保険被保険者の状況

被保険者数は被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行により、減少傾向にあります。その一方で、前期高齢者（65歳以上）の加入割合は増加しています。今後も団塊の世代が後期高齢者へ移行することにより被保険者の減少が想定されます。

第1表 国民健康保険被保険者数・世帯数（4月1日現在）（単位：人）

年度	市人口	国保被保険者	加入率	市世帯数	国保世帯数	加入率
1	118,125	24,587	20.8%	45,842	14,903	32.5%
2	117,403	23,892	20.4%	46,359	14,662	31.6%
3	116,444	23,399	20.1%	46,673	14,633	31.4%
4	115,464	22,780	19.7%	46,948	14,402	30.7%
5	114,524	21,792	19.0%	47,414	14,012	29.6%
6	113,297	20,835	18.4%	47,664	13,565	28.5%

第2表 国民健康保険被保険者数の内訳（4月1日現在）（単位：人）

年度	国保被保険者	内) 前期高齢者	内) 70歳以上	高齢化率（前期）
1	24,587	11,399	5,660	46.4%
2	23,892	11,296	6,082	47.3%
3	23,399	11,379	6,563	48.6%
4	22,780	11,244	6,651	49.4%
5	21,792	10,751	6,409	49.3%
6	20,835	10,072	5,946	48.3%

(2) 国民健康保険事業運営の状況

①決算の推移

国民健康保険事業特別会計は、被保険者数の減少や高齢化、低い所得水準である一方で、保険給付費は依然高水準であることから、極めて厳しい財政状況となっています。

第3表 決算の推移（単位：千円）

年度	歳入決算額	歳出決算額	収支差引額	一般会計繰入金
1	11,431,634	11,423,586	8,048	842,359
2	10,994,987	10,967,376	27,611	842,246
3	11,093,259	11,071,148	22,111	822,136
4	10,891,286	10,853,268	38,018	825,752
5	11,086,036	11,055,280	30,756	892,218

②国民健康保険料の収納状況

国民健康保険料の収納率は、口座振替の推進やキャッシュレス決済の促進、また、延長窓口による納付相談を行い、令和2年度以降は95%以上を維持しています。

しかし、高齢者や無職者を多く抱える構造的な要因から、保険料（調定額）の所得割の増加は期待できず、財源の確保は厳しさを増しています。

第4表 国民健康保険料の収納状況

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	現年収納率	滞納収納率
1	2,555,299	2,241,894	94.98%	26.31%
2	2,482,960	2,192,946	95.28%	27.37%
3	2,317,550	2,063,222	95.88%	29.91%
4	2,149,724	1,933,647	95.83%	33.44%
5	2,235,957	2,053,288	96.10%	40.45%

③保険給付費の推移

保険給付費の合計額は、ほぼ横ばいですが、一人当たりの医療費は令和2年度に新型コロナウイルスの影響で前年度より減少しましたが、令和3年度以降は年々増加しています。国保事業を安定して運営するためには一人当たりの医療費を抑制することが重要であり、医療費の適正化対策や保健事業を実施し、引き続き医療費の抑制に努めます。

第5表 保険給付費の推移

(単位：千円)

年度	療養給付費、療養費	その他	合計	前年度比較
1	7,874,450	53,413	7,927,863	1.6%
2	7,624,438	51,386	7,675,824	-3.2%
3	7,873,152	50,249	7,923,401	3.2%
4	7,725,576	51,518	7,777,094	-1.8%
5	7,737,981	47,383	7,785,364	0.1%

※ その他は、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金、審査支払手数料

※ 前年度比較は、(当年-前年) / 前年で算定

第6表 一人当たりの医療費

(単位：円)

年度	長浜市	前年度比較	県平均	前年度比較
1	382,514	5.2%	361,124	4.7%
2	375,589	-1.8%	351,147	-2.8%
3	395,023	5.2%	369,015	5.1%
4	406,241	2.8%	375,805	1.8%
5	418,895	3.1%	432,290	15.0%

※ 前年度比較は、(当年-前年) / 前年で算定

④特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移

特定健康診査受診率は、新型コロナウイルスの影響により令和2年度に落ち込んだ後、翌年度は回復傾向にありましたが、その後減少しており、毎年県平均より低い状況が続いています。

受診勧奨や受診費用の無料化などを継続して行いながら受診率の向上を目指します。

特定保健指導実施率は、初回指導の分割実施・動機付け支援の委託、ならびに市の専門職による利用勧奨を行うことで、実施率の向上に努めています。

令和7年度も、特定健康診査等実施計画等に基づき、受診率等の向上を目指します。

第7表 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移

年度	特定健診 県平均	特定健診 長浜市	前年度 比較	保健指導 県平均	保健指導 長浜市	前年度 比較
1	41.8%	41.4%	1.6%	36.1%	45.9%	8.7%
2	35.5%	29.4%	-12.0%	35.6%	57.2%	11.3%
3	39.3%	37.1%	7.7%	34.9%	55.8%	-1.4%
4	40.2%	36.4%	-0.7%	33.4%	56.3%	0.5%
5	40.9%	36.1%	-0.3%	34.4%	62.1%	5.8%

5. 個別の事業計画

(1) 適用適正化の取組

①年金資格による被保険者資格の喪失の届出の勧奨

年金事務担当課が日本年金機構との間で締結しているシステムの情報を活用し、国民年金第2号被保険者の資格喪失情報を利用して、喪失届出勧奨を行います。

②郵送による資格喪失届の推進

被用者保険の加入等で資格を喪失される届出を郵送により受け付けることで被保険者の利便性の向上を図ります。

③マイナ保険証への移行に伴う対応

令和6年12月から保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証に移行したことから、被保険者への制度周知に努め、国の示す方針に基づき、資格確認書や資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の発行を適正に行います。

（2）保険料の適正な賦課と収納率向上の取組

①未申告者への指導

適正な賦課・徴収を確保するため、税務課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を行います。

②外国人への対応

外国人の納付理解を促進するため、ポルトガル語等の通訳の配置やタブレットによる翻訳サービスを行うなど多言語に対応します。

③口座振替やコンビニ収納およびスマホ等を利用したキャッシュレス決済の利用推進

収入確保を図るため、新規加入者への受付窓口での納付勧奨やキャッシュレス決済の利用案内、市広報誌による周知などあらゆる機会を通じて、口座振替制度やキャッシュレス決済の利用を促進します。

④療養費等申請時の納付勧奨

未納者に対して、窓口等での療養費等の申請時に納付勧奨を行います。

⑤延長窓口での納付相談の実施

木曜日に午後7時まで延長窓口を実施し、納付相談の機会を増やし納付指導を行います。

⑥財産調査、実態調査の徹底と滞納処分の実施

滞納者の財産調査や実態調査を行い、滞納者に応じた滞納処分の執行に努めます。

⑦特別療養費の支給

長期に未納している者に対して、療養の給付等に代えて特別療養費を支給し、納付相談の機会を増やすことにより納付勧奨を行います。

(3) 医療費適正化の取組

① レセプト点検の充実・強化

医療費の適正化と抑制を図るため、国保連合会に業務を委託し、レセプトの資格や内容を点検・審査を行い、保険者負担額の適正化に努めます。

② 第三者行為の求償事務の実施

国保連合会と連携して、レセプト点検により第三者行為による傷病を発見し適切な求償を行います。

③ 高額療養費申請勧奨の実施

高額療養費支給要件該当者に高額療養費の申請勧奨通知を送付し申請を促します。

④ 医療費通知の実施

医療費の適正化、健康に対する認識等の啓発を図るため、年2回医療費通知を送付します。

⑤ ジェネリック医薬品の利用促進

被保険者負担の軽減、医療費の抑制を図るため、ジェネリック差額通知や希望カード及びシールの配布等を行い、ジェネリック医薬品の利用を促進します。

⑥ 重複・頻回受診者等の保健指導の実施

重複・頻回受診者、重複・多剤投与者を対象に保健師等による訪問指導を実施します。

(4) 被保険者の健康づくりの取組

① 特定健診の受診率向上

- ・未受診者へ電話やはがき、訪問による受診勧奨、また、新規国保加入者へ特定健診の案内を行い、受診率の向上を図ります。
- ・チラシ・ポスター・広告などにより、被保険者の健康意識を向上し、健診の更なる周知と啓発を行います。

② がん検診の受診率向上

- ・無料クーポン券の配布や電話や通知による受診勧奨を行い、がん発症リスクと予防（生活習慣改善等）について啓発します。
- ・地域団体や事業所と連携して、定期的に検診を受ける習慣を身に付ける人を増やし、要精密検査の対象者を確実に受診につなげます。

③心疾患、脳血管疾患の重症化予防

- ・電話や訪問・面談による保健指導を行い、心疾患・脳血管疾患の基礎疾患である生活習慣病予防対策を引き続き実施します。その中でも肥満対策及び高血圧対策を重点的にを行います。
- ・対象者に電話や訪問・面談による保健指導を行い、糖尿病性腎症重症化予防として、日頃から自分の健康状態を把握し、予防を実践できる人を増やします。また、必要な人が医療機関を継続受診するように支援します。

④喫煙者や運動不足の人の減少

- ・たばこによる健康リスクについて、がんや生活習慣病リスクだけでなく、COPDについても周知を行うとともに、保健指導時の禁煙対応や健康関連のイベントなど、各機会を活用し、市民が禁煙や受動喫煙防止を意識できる環境づくりを行います。
- ・がん予防・心疾患・脳血管疾患予防のためにも、メタボリックシンドローム該当者・予備群への保健指導を実施します。
- ・メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防として保健指導時や各種事業実施時における健康推進アプリ「ビワテク」の活用推奨や、アプリを活用したウォーキング事業の展開などを通して、運動を習慣とする人を増やします。

⑤その他

- ・人間ドック費用助成事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療をすることにより、被保険者の健康保持増進を図り、医療費の抑制に努めます。

○主な国保事業の年間スケジュール

4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料率の決定 ○ 人間ドック助成事業受付（～12月） ○ ジェネリック差額通知（1回目）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健康診査受診券作成・発送
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料決定通知発送 ○ 特定健康診査開始（～2月）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格確認書等更新・発送 ○ 一部負担金限度額認定証更新（高額療養費関係） ○ ジェネリック差額通知（2回目）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居所不明被保険者調査（8月1日） ○ 国民健康保険運営協議会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重複多受診者訪問指導（～10月）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ジェネリック差額通知（3回目）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費通知（1回目）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ジェネリック差額通知（4回目）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険運営協議会 ○ 医療費通知（2回目）
随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納付書及び督促状、催告書の発送 ○ 財産調査及び滞納処分 ○ 保険料減免、非自発的失業者保険料軽減事務 ○ 被保険者資格適用適正化調査 ○ 高額療養費申請勧奨通知発送 ○ 療養費及び高額療養費支給、高額介護合算療養費支給 ○ 特定疾病療養受療証交付 ○ 出産育児一時金・葬祭費支給 ○ レセプト点検 ○ 特別療養費支給 ○ 資格喪失届出勧奨 ○ 不当利得返還請求（保険者間調整） ○ 柔道整復施術療養費調査・分析 ○ 特定健診受診勧奨 ○ COPD 普及啓発 ○ データヘルス計画中間評価の着手

会計名 | 国民健康保険特別会計（直診勘定）

令和7年度当初予算案 事業概要

(1) 趣旨・説明

- 国民健康保険直営診療所において医療サービスを提供し、住民福祉の向上を図ります。
- ・浅井診療所、浅井東診療所、中之郷診療所（上丹生出張診療所、今市出張診療所）、にしあざい診療所（塩津出張診療所、菅浦出張診療所）の4医科診療所（4出張診療所）と中之郷歯科診療所の1歯科診療所を運営します。
 - ・中之郷歯科診療所の患者が増えていることから、診療報酬や医療用消耗器材費が増加します。
 - ・浅井診療所の低圧受電化の改修工事を行います。
 - ・診療所の管理運営に係る収支不足を長浜市国民健康保険直営診療所管理運営基金から繰り入れます。
 - ・地域の持続可能な医療体制を確保するため、一般会計から繰り入れます。

(2) 予算額

(単位：千円)

歳入	令和7年度当初予算案 A	令和6年度当初予算 B	増減 (A-B)	比較 (A/B)
診療報酬	30,114	27,687	2,427	1.09
診療所手数料	1,445	1,463	△ 18	0.99
基金利子	6,219	6,496	△ 277	0.96
国保特会繰入金	26,432	26,949	△ 517	0.98
一般会計繰入金	28,400	28,400	0	1.00
繰越金	2,000	2,000	0	1.00
雑入	1,417	955	462	1.48
基金繰入金	55,973	73,050	△ 17,077	0.77
市債	0	0	0	—
歳入合計	152,000	167,000	△ 15,000	0.91

歳出	令和7年度当初予算案 A	令和6年度当初予算 B	増減 (A-B)	比較 (A/B)
人件費	31,668	29,851	1,817	1.06
一般管理費	95,969	94,560	1,409	1.01
工事費	4,389	23,000	△ 18,611	0.19
医療用機械器具費	634	876	△ 242	0.72
医療用消耗器材費	8,102	6,629	1,473	1.22
医薬衛生材料費	250	818	△ 568	0.31
公債費（元金）	2,760	2,760	0	1.00
公債費（利子）	9	10	△ 1	0.90
基金積立金	6,219	6,496	△ 277	0.96
予備費	2,000	2,000	0	1.00
歳出合計	152,000	167,000	△ 15,000	0.91

(3) 主な事業・内訳

- ・中之郷診療所運営負担金 20,133千円
- ・西浅井地区診療所指定管理料 25,384千円
- ・浅井地区診療所指定管理料 41,482千円
- ・浅井地区診療所工事請負費 4,389千円